

医政発 0331 第 9 号
職発 0331 第 22 号
社援発 0331 第 3 号
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」及び「特例フィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件」について

政府は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（以下「尼協定」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（以下「比協定」という。）に基づき入国した外国人看護師・介護福祉士候補者について、平成 23 年度までに入国したインドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者並びに平成 24 年度までに入国したフィリピン人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者に対して、外交上の配慮の観点から、一定の条件の下、特例的に 1 年間に限り滞在期間の延長を認めることとしている（「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」（平成 23 年 3 月 11 日閣議決定（別添 1。以下「平成 23 年閣議決定」という。）、平成 25 年 2 月 26 日閣議決定（別添 2。以下「平成 25 年閣議決定」という。）を参照）。本特例措置は、協定外の枠組みにおいて、協定に規定する我が国の義務を超えて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を 1 回に限り得られるようにすることを目的としたものである。

上記閣議決定による滞在期間の延長を認めるに当たっての条件に関し、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成 23 年厚生労働省告示第 192 号。以下「特例尼指針」という。）及び「特例フィリピン人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針」（平成 24 年厚生

労働省告示第 190 号。以下「特例比指針」という。) では、平成 25 年度までに協定に基づく滞在期間が満了した候補者について、滞在期間の延長を認める条件等を定めていたところである。

今般、平成 26 年度中に協定に基づく滞在期間が満了する候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めるべく、特例尼指針及び特例比指針を改正して、平成 25 年閣議決定に基づき在留資格の延長が認められる平成 23 年度に入国したインドネシア人看護師候補者及びフィリピン人看護師候補者並びに平成 22 年度に入国したインドネシア人介護福祉士候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者について滞在期間の延長を認める条件等を定めることとしたところである（改正後の特例尼指針は別添 3、特例比指針は別添 4）。

今般の特例尼指針及び特例比指針の運用に際しての留意点は下記のとおりであるので御了知願いたい。

なお、法務省により、特例尼指針及び特例比指針で定めた条件を在留資格の許可要件として位置づけるための指針「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成 23 年法務省告示第 367 号）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成 24 年法務省告示第 159 号）（以下「法務省告示」という。）が、近日中に改正され、適用される予定である。

記

第一 特例看護師候補者について

一 総論（特例尼指針及び特例比指針第一関係）

1 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例インドネシア人第三陣看護師候補者及び特例フィリピン人第二陣看護師候補者（以下「特例看護師候補者」という。）が、それぞれインドネシア及びフィリピンの看護師の資格を有していること、また、入国前においてインドネシア人看護師候補者については 2 年以上、フィリピン人看護師候補者については 3 年以上の看護業務の実務経験を積み、入国後においては 2 年を超える研修を通じて看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において雇用契約に基づいて就労・研修を行う特例看護師候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

二 特例受入れ機関における研修としての就労（特例尼指針及び特例比指針第二関係）

1 特例看護師候補者の要件等（特例尼指針及び特例比指針第二の一の1関係）

(1) 特例受入れ機関と特例看護師候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例看護師候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省告示による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第一において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

(2) 特例看護師候補者としての在留許可後の活動について

特例看護師候補者は、平成26年度に実施される看護師国家試験（以下「平成26年度看護師試験」という。）までの期間は、平成26年度看護師試験に合格し、看護師資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成26年度看護師試験以降の期間は、許可された在留期間内において、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成25年度に実施された看護師国家試験の得点について

特例尼指針第二の一の1の(4)で準用する同(1)及び特例比指針第二の一の1の(3)で準用する同(1)の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「第103回（平成25年度）看護師国家試験の必修問題の合格基準となる点と一般問題及び状況設定問題の合格基準となる点との合計点の5割以上の得点」以上とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成25年度に実施された看護師国家試験（以下「第103回看護師試験」という。）において、第103回看護師国家試験成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計が104点以上、又は、第103回看護師国家試験(追加試験)成績通知書における必修問題及び一般問題・状況設定問題の得点の合計が、102点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の一の2関係）

(1) 「不正の行為」について

特例尼指針及び特例比指針第二の一の2の(1)で準用する協定指針第二の一の3の(7)の「不正の行為」については、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成20年5月19日付け医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号（最終改正平成25年3月6日付け医政発0306第1号、職発0306第1号、社援発0306第2号、老発0306第1号）。以下第一において「尼協定通知」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」（平成20年11月6日付け医政発第1106012号、職発第1106003、社援発第1106004号、老発第1106007号（最終改正平成25年3月6日付け医政発0306第3号、職発0306第3号、社援発0306第4号、老発0306第3号）。以下「比協定通知」という。）の記の第四と同様であること。

3 研修の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の一の3関係）

(1) 「看護研修改善計画」について

① 看護研修改善計画の作成の基本について

特例尼指針及び特例比指針第二の一の3中の「看護研修改善計画」については、平成25年度看護師試験の時点における看護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、病院の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、看護師学校養成所での聴講、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例看護師候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成26年度看護師試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2-1号により作成するものであること。

② 看護研修プログラムの策定について

看護研修改善計画の一部として、平成26年度看護師試験までの間における研修・学習内容及び到達目標等を具体的に定めた「看護研修プログラム」を策定するものであること。

(2) 特例看護師候補者が従事する業務について

特例看護師候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 特例尼指針及び特例比指針第二の一の3の(3)の「研修責任者」は看護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例看護師候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号。以下「尼受入指針」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第509号。以下「比受入指針」という。）に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることがも差し支えないこと。

② 特例尼指針及び特例比指針第二の一の2の(1)により準用する協定指針第二の一の3の(3)において「看護職員の半数以上が看護師であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知及び比協定通知の記の第二の二の5(2)の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の一の4 関係）

特例尼指針及び特例比指針第二の一の4の労働契約の要件については、尼協定通知及び比協定通知の記の第三の一の2と同様であること。

5 その他

(1) 特例看護師候補者としての滞在

特例看護師候補者の滞在は、特例看護師候補者としての在留許可を受けた最初の日から1年間とされること。

(2) 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

特例看護師候補者の診療報酬上の配置基準の取扱いについては、協定通知の記の第二の二の2と同様であること。

(3) 特例看護師候補者の不法就労の防止等

特例看護師候補者の不法就労の防止等については、協定通知の記の第六と同様であること。

(4) 在留資格及び就労可能な施設について

特例看護師候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、雇用契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。

なお、特例看護師候補者は、特例受入れ機関が設立している病院以外の施設において就労することはできないこと。

三 看護師の資格取得後の就労（特例尼指針及び特例比指針第三の一関係）

特例看護師候補者が看護師の資格を取得したときは、協定に基づく看護師としての滞在・就労が可能である。

四 厚生労働省による確認（特例尼指針及び特例比指針第四の一関係）

1 厚生労働省による確認の概要

特例尼指針及び特例比指針第四の一において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下「受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省医政局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び平成25年度看護師試験の得点（特例尼指針第二の一の1の（4）で準用する同（1）のロ及びハ又は特例比指針第二の一の1の（3）で準用する同（1）のロ及びハ）、受入れ機関が適切な研修を実施する意思（特例尼指針及び特例比指針第二の1の2の（2））及び受入れ機関による看護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（特例尼指針及び特例比指針第二の一の3の（1）から（3）まで）に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省告示による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から

当該確認結果通知の書面の添付を求められることとなるので、受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 受入れ希望機関による確認依頼の様式

1の依頼については、許可希望者が許可希望者が特例インドネシア人第四陣看護師候補者である場合は5月30日（金）までに別紙様式第3-1号を、特例フィリピン人第三陣看護師候補者である場合は平成26年4月18日（金）までに別紙様式第3-2号を、当省職業安定局長及び医政局長に対し、別紙様式第2-1号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第二 特例介護福祉士候補者について

一 総論（特例尼指針及び特例比指針第一関係）

1 特例受入れ機関の責務について

特例受入れ機関は、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者及び特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者（以下「特例介護福祉士候補者」という。）が、それぞれインドネシア及びフィリピン国内において一定の教育課程を経た上で、日本において3年を超える研修を通じて介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ってきていることを考慮し、当該候補者が意欲を持って就労・研修に取り組めることを旨としつつ、各候補者によって異なる背景に応じて、適正な雇用管理及び質の高い研修体制の確保に取り組むべきものであること。

2 労働関係法令、社会・労働保険の適用について

特例受入れ機関において労働契約に基づいて就労・研修を行う特例介護福祉士候補者は、我が国の労働関係法令及び社会・労働保険が適用されるものであること。

二 特例受入れ機関における研修としての就労（特例尼指針及び特例比指針第二の二関係）

1 特例介護福祉士候補者の要件等（特例尼指針及び特例比指針第二の二の1関係）

（1）特例受入れ機関と特例介護福祉士候補者との労働契約について

特例受入れ施設において特例介護福祉士候補者が報酬を受けて行う就労・研修は、法務省告示による在留資格変更の許可を受けようとする者（以下第二において「許可希望者」という。）と当該許可希望者を協定に基づき雇用していた機関との労働契約に基づいて行われる必要があること。

（2）特例介護福祉士候補者としての在留許可後の活動について

特例介護福祉士候補者は、平成26年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成26年度介護福祉士試験」という。）までの期間は、平成26年度介護福祉士試験に合格し、介護福祉士資格を取得するために必要な就労・研修に精励するとともに、平成26年度介護福祉士試験以降の期間は、許可された在留期間内にお

いて、引き続き就労・研修を行うことができることとしたこと。

(3) 平成25年度に実施された介護福祉士国家試験の得点について

特例尼指針第二の二の1の(1)で準用する(1)及び特例比指針第二の二の1の(3)の要件については、外交上の配慮に基づき、外務省から「平成25年度介護福祉士国家試験(筆記試験)の合格点の5割以上」とするよう厚生労働省へ通知されたことを受けて、平成25年度に実施された介護福祉士国家試験(以下「平成25年度介護福祉士試験」という。)の筆記試験の得点が34点以上と決定したこと。

2 特例受入れ施設の要件(特例尼指針第二の二の2関係)

(1) 「不正の行為」について

特例尼指針及び特例比指針第二の二の2の(1)で準用する協定指針第二の二の3の(4)の「不正の行為」については、尼協定通知及び比協定通知の記の第四と同様であること。

3 研修の要件(特例尼指針及び特例比指針第二の二の3関係)

(1) 「介護研修改善計画」について

特例尼指針及び特例比指針第二の二の3中の「介護研修改善計画」については、平成25年度介護福祉士試験の時点における介護研修計画に対する受入れ機関による評価を踏まえ、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等を検討した上で、特例介護福祉士候補者ごとに、その学習の到達状況を踏まえ、平成26年度介護福祉士試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものとし、別紙様式第2-2号により作成するものであること。

(2) 特例介護福祉士候補者が従事する業務について

特例介護福祉士候補者が従事する業務の内容については、滞在期間の延長の趣旨にかんがみ、協定に基づく枠組みの時に引き続き、当該候補者の経験や意向も踏まえつつ、我が国での介護福祉士資格の取得に資するような業務に従事させるよう、最大限配慮するものであること。

(3) 「研修責任者」及び「研修支援者」について

① 特例尼指針及び特例比指針第二の二の3の(3)の「研修責任者」は介護研修改善計画の立案、研修の統括、さらには外部機関との連絡・調整等に当たる者を、また、「研修支援者」は特例介護福祉士候補者に対する専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等に当たる者をいうこと。

「研修支援者」は上記支援の分野ごとに複数名配置し、又は支援の分野を兼ねて配置すること。また、「研修責任者」が「研修支援者」を兼ねることもできること。

なお、「研修責任者」及び「研修支援者」は、尼受入指針及び比受入指針に基づく「研修責任者」及び「研修支援者」を、引き続きこれに当てることも差し支えないこと。

- ② 特例尼指針及び特例比指針第二の二の二の（１）により準用する協定指針第二の二の三の（３）において「常勤の介護職員の４割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること」としているが、この要件の取扱いについては、尼協定通知及び比協定通知の記の第二の三の三の取扱いと同様で差し支えないこと。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件（特例尼指針及び特例比指針第二の二の４関係）

特例尼指針及び特例比指針第二の二の４の労働契約の要件については、尼協定通知及び比協定通知の記の第三の一の２と同様であること。

5 その他

（１）特例介護福祉士候補者としての滞在

特例介護福祉士候補者の滞在は、特例介護福祉士候補者としての在留許可を受けた最初の日から１年間とされること。

（２）配置基準の取扱いについて

特例介護福祉士候補者は、就労を開始した日から６月を経過した介護福祉士候補者に該当するため、平成２５年３月６日付け告示（「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（平成２５年厚生労働省告示第３６号）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」（平成２５年厚生労働省告示第３７号））に基づき、配置基準上の職員として算入することが可能であること。

（３）特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等

特例介護福祉士候補者の不法就労の防止等については、尼協定通知及び比協定通知の記の第六と同様であること。

（４）在留資格及び就労可能な施設について

特例介護福祉士候補者の我が国での在留資格は「特定活動」とすることとされており、雇用契約を締結する機関及び就労する施設を指定して在留が許可されること。なお、特例介護福祉士候補者は、特例受入れ機関が設立している介護施設以外の施設において就労することはできないこと。

三 介護福祉士の資格取得後の就労（特例尼指針及び特例比指針第三の二関係）

特例介護福祉士候補者が介護福祉士の資格を取得したときは、協定に基づく介護福祉士としての滞在・就労が可能である。

四 厚生労働省による確認（特例尼指針及び特例比指針第四の二関係）

1 厚生労働省による確認の概要

特例尼指針及び特例比指針第四の二において、許可希望者を受け入れようとする機関（以下「受入れ希望機関」という。）からの依頼に応じて、当省職業安定局長は当該機関が協定に基づき許可希望者を現に雇用する者であるか否かを確認し、また、同省社会・援護局長は、許可希望者の研修に取り組む意思及び平成 25 年度介護福祉士試験の得点（特例尼指針及び特例比指針第二の二の 1 の（2）及び（3））、受入れ機関が適切な研修を実施する意思（特例尼指針及び特例比指針第二の二の 2 の（2））及び受入れ機関による介護研修改善計画の作成及びその実施体制の整備（特例尼指針及び特例比指針第二の二の 3 の（1）から（3）まで）に関する要件を満たすか否かを確認し、両者が連名で、それらの結果を当該機関に対して通知するものであること。

なお、法務省告示による在留資格変更の許可の申請に当たっては、法務省から当該確認結果通知の書面の添付を求められることとなるので、受入れ希望機関及び候補者におかれては留意すべきであること。

2 受入れ希望機関による確認依頼の様式

1 の依頼については、許可希望者が特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者である場合は平成 26 年 6 月 27 日（金）までに別紙様式 3-3 を、許可希望者が特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者である場合には平成 26 年 4 月 11 日（金）までに別紙様式 3-4 を、当省職業安定局長及び社会・援護局長に対し、別紙様式第 2-2 号を添付の上、提出することにより行うものであること。

第三 受入れ調整機関による相談対応等（特例尼指針及び特例比指針第五関係）

特例尼指針及び特例比指針第五において、受入れ調整機関（公益社団法人国際厚生事業団）は、特例受入れ機関からの報告の受理、特例看護師候補者及び特例介護福祉士候補者（以下「特例候補者」という。）の入出国及び滞在に係る支援、特例候補者からの相談等に対する対応並びに特例受入れ機関に対する相談対応を実施するものであること。また、受入れ調整機関は、協定に基づく枠組みの時と同様に、受入れ機関番号及び候補者番号を一意的に付番することにより、特例受入れ機関及び特例候補者に関する情報管理等を行うとともに、協定に基づく枠組みの時の管理情報と相互に参照可能とするものであること。

第四 在留資格変更時報告、定期報告及び随時報告について

一 報告の様式について

特例尼指針及び特例比指針第五の一の 2 に関し、特例受入れ機関は、在留資格変更時報告は別紙様式第 1 号により、定期報告及び随時報告は尼協定通知及び比協定通知の相当する様式により、それぞれ受入れ調整機関に提出することにより行うこと。なお、協定通知様式第 2-1 別紙 1 については研修責任者が、協定通知様式第 2-2 別紙 2 については特例候補者が、それぞれ記入するものであること。

二 報告の提出時期について

特例尼指針及び特例比指針第五の一の二の（１）による在留資格変更時報告については、その雇用する特例候補者が法務省告示による在留資格変更の許可を受けた日から２週間以内に受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針及び特例比指針第五の一の二の（２）による定期報告については、平成 27 年 1 月 1 日現在の特例受入れ施設の要件及び雇用契約の要件の遵守状況に関するものは平成 27 年 2 月 20 日までに、また、平成 26 年 10 月 1 日現在の研修の実施状況に関するものは平成 26 年 11 月 20 日までに、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

特例尼指針及び特例比指針第五の一の二の（３）による随時報告については、イの特例候補者の死亡・失踪・不法就労活動に関するものはこれらの事実を把握した日から遅くとも 1 週間以内に、ロに該当する在留資格変更の報告にあつては許可を受けた日から 2 週間以内に、ニの特例候補者の平成 26 年度看護師試験及び平成 26 年度介護福祉士試験の合否結果に関するものは当該試験の合否発表日から 2 週間以内に、ホの特例候補者の帰国に関するものは帰国日から 2 週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告するものであること。

在留資格変更時報告

{ 特例インドネシア人看護師候補者
特例インドネシア人介護福祉士候補者
特例フィリピン人看護師候補者
特例フィリピン人介護福祉士候補者 } としての在留の許可を受けた者

氏名： _____

候補者番号： _____

公益社団法人国際厚生事業団 殿

当法人で雇用する上記の者が、

{ 特例インドネシア人看護師候補者
特例インドネシア人介護福祉士候補者
特例フィリピン人看護師候補者
特例フィリピン人介護福祉士候補者 } としての在留の許可

を受けたので、その旨、報告します。

併せて、厚生労働省により要件に合致していると確認された、
研修改善計画書（写）を別添のとおり添付します。

年 月 日

受入れ機関名称
受入れ機関住所
代表者職氏名

担当者職氏名
連絡先電話番号
受入れ施設名称
受入れ施設住所

看護研修改善計画書

受入れ機関名： _____

受入れ施設名： _____

看護師候補者名： _____

1. 研修指導体制

	氏名（職名）	これまでの研修指導方法とその評価	今後の研修指導方法
研 修 責 任 者			
研 修 支 援 者			

2. 研修方法

(1) これまでの研修方法の評価と今後の研修方法

項 目	これまでの研修方法とその評価 ・ 本人の到達度	今後の研修方法・学習計画
国 家 試 験 関 係		
そ の 他 (日本語関係等)		

(2) 学習時間を確保するための方策

	これまでの 学習時間	今後の学習時間 (予定)	学習時間を確保する方策
勤務日 (勤務時間内)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
勤務日 (勤務時間外)	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	
休日	1日当たり 平均 時間	1日当たり 平均 時間	

※学習時間を確保する方策については、当該様式にかかわらず、今後の学習時間がこれまでに比べて確保されることが確認できるものであれば、他様式による書類の提出でも可。

平成 年 月 日

以上の看護研修改善計画を作成したので、これに基づいて、候補者が平成26年度の看護師国家試験に合格することを目指すための研修体制を確保し、適切な研修を実施することを誓約する。

受入れ機関名

受入れ機関代表者（署名）

以上の看護研修改善計画を十分に理解したので、これに基づいて、平成26年度の看護師国家試験に合格することを目指して精励することを誓約する。

看護師候補者（氏名）

看護師候補者（署名）

介護研修改善計画書

受入れ機関名： _____

受入れ施設名： _____

介護福祉士候補者名： _____

1. 研修指導体制

	氏名（職名）	これまでの研修指導方法とその評価	今後の研修指導方法
研 修 責 任 者			
研 修 支 援 者			

2. これまでの研修方法の評価と今後の研修方法

これまでの研修方法とその評価・本人の到達度	今後の研修方法・学習計画

平成 年 月 日

以上の介護研修改善計画を作成したので、これに基づいて、候補者が平成26年度の介護福祉士国家試験に合格することを目指すための研修体制を確保し、適切な研修を実施します。

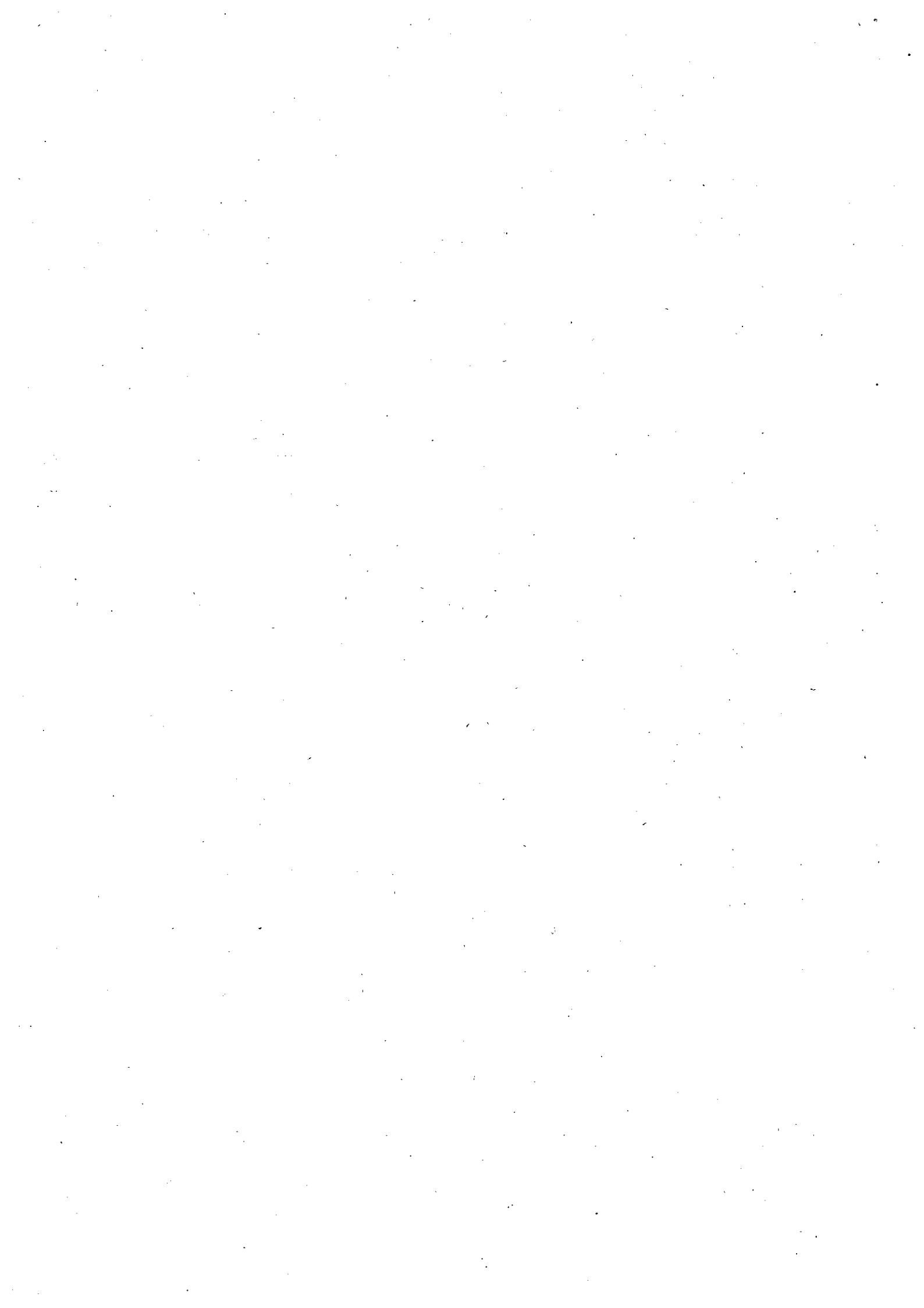
受入れ機関名

受入れ機関代表者（署名）

以上の介護研修改善計画を十分に理解したので、これに基づいて、平成26年度の介護福祉士国家試験に合格することを目指して精励します。

介護福祉士候補者（氏名）

介護福祉士候補者（署名）



特例インドネシア人第4陣看護師候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿
厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成23年厚生労働省告示第192号）」の第四の一に基づき、確認を依頼します。

記

1. 看護師候補者

国 籍

氏 名

(候補者番号:)

生年月日

<添付書類>

看護研修改善計画書

第103回看護師国家試験成績通知書(写)又は第103回看護師国家試験追加試験成績通知書(写)

平成 年 月 日

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

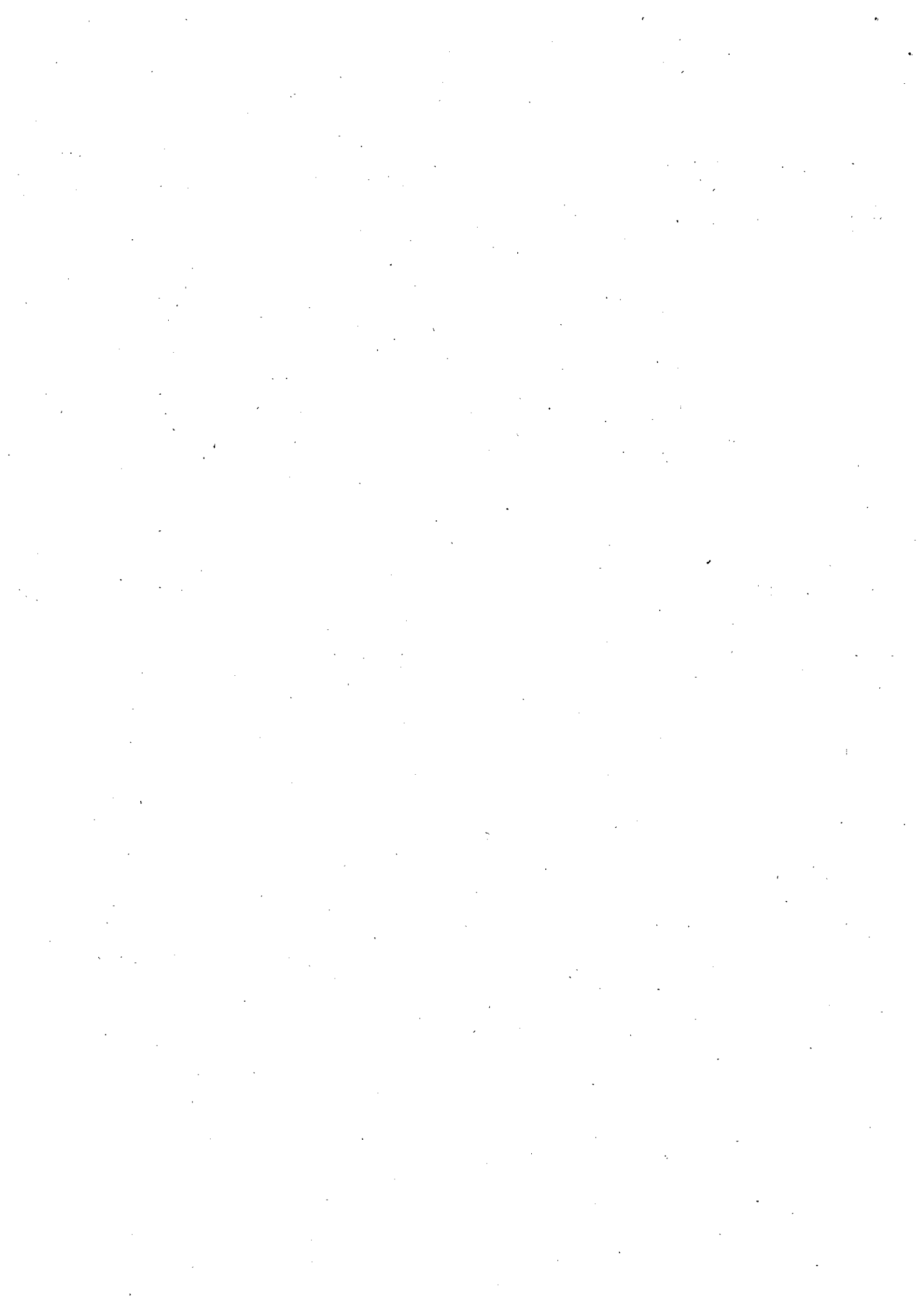
印

担当者

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :



特例フィリピン人第3陣看護師候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省医政局長 殿
厚生労働省職業安定局長 殿

下記の者について、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第190号）」の第四に基づき、確認を依頼します。

記

1. 看護師候補者

国 籍

氏 名

(候補者番号:)

生年月日

<添付書類>

看護研修改善計画書

第102回看護師国家試験成績通知書(写)又は第103回看護師国家試験追加試験成績通知書(写)

平成 年 月 日

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

印

担当者

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :



特例インドネシア人第3陣介護福祉士候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省職業安定局長 殿
厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成23年厚生労働省告示第192号）」の第四の二に基づき、確認を依頼します。

記

1. 介護福祉士候補者

国 籍

氏 名

(候補者番号：)

生年月日

<添付書類>

介護研修改善計画書

第26回介護福祉士国家試験筆記試験の得点について（写）

平成 年 月 日

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

印

担当者

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :



特例フィリピン人第3陣介護福祉士候補者

就労・研修に係る確認依頼書

厚生労働省職業安定局長 殿
厚生労働省社会・援護局長 殿

下記の者について、「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成24年厚生労働省告示第190号）」の第四の二に基づき、確認を依頼します。

記

1. 介護福祉士候補者

国 籍

氏 名

(候補者番号:)

生年月日

<添付書類>

介護研修改善計画書

第26回介護福祉士国家試験筆記試験の得点について(写)

平成 年 月 日

受入れ機関名

受入れ機関住所

受入れ機関代表者名

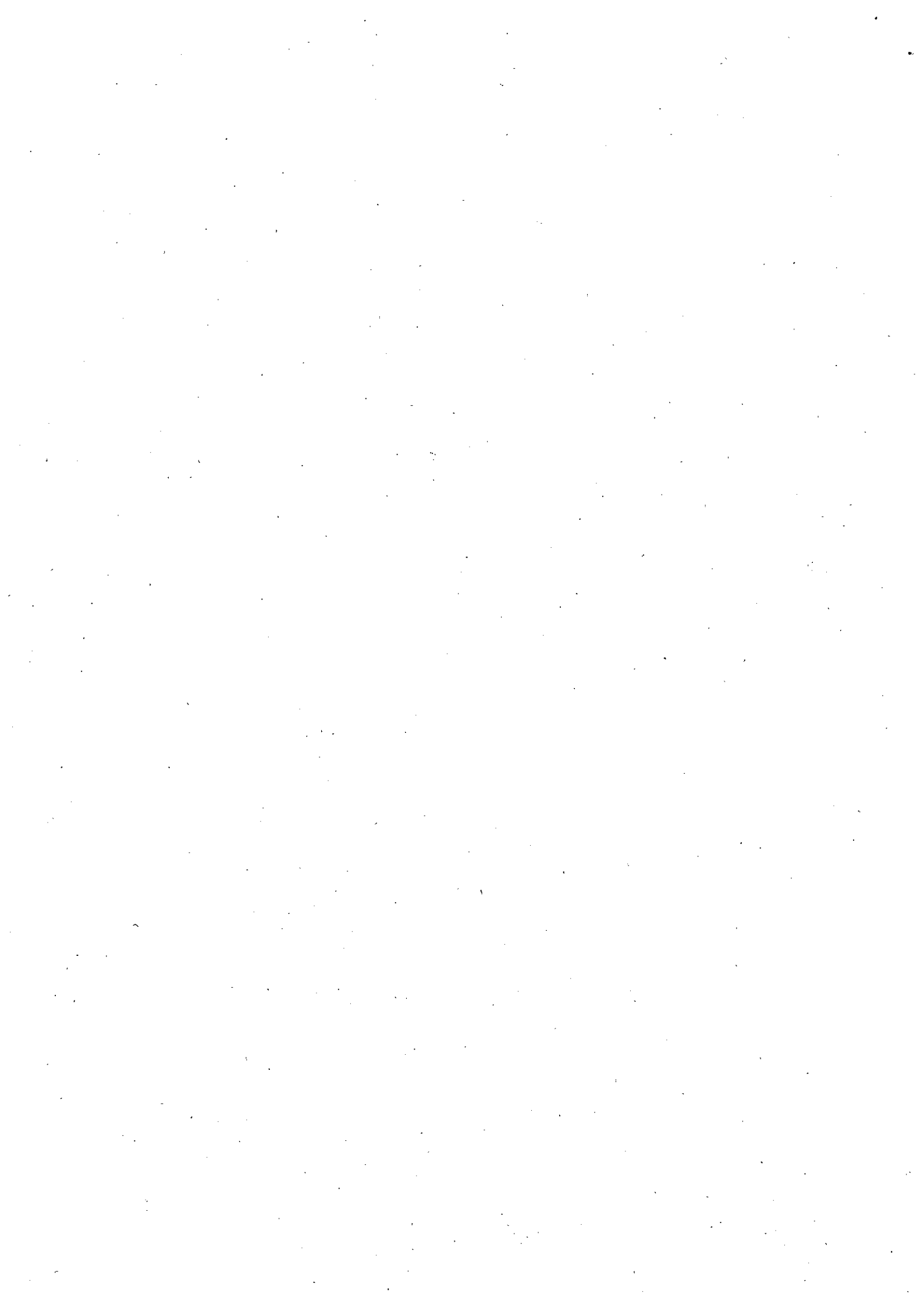
印

担当者

受入れ施設名 :

氏名 :

連絡先電話番号 :



経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

平成23年3月11日
閣議決定

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月9日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成22年11月15日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号。以下「日インドネシアEPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号。以下「日フィリピンEPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシアEPA又は日フィリピンEPAに基づき本邦に入国・滞在外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAに規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成22年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成20年度又は平成21年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣及び第2陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3.の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合には限り、所要の手續及び審査を経て、2.のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間の延長の対象者

2.の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3.(1)オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3.

(1)と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

(以上)

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔平成25年2月26日
閣議決定〕

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号。以下「日インドネシアEPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号。以下「日フィリピンEPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

政府は、平成23年3月11日の閣議決定において、平成20年度又は平成21年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣及び第2陣並びにフィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援が本格的に開始される前に入国したことから、外交上の配慮の観点から、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることとした。

しかし、訪日前日本語研修については、現在の6か月間の訪日前日本語研修が実施されるようになったのは、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者については平成24年度に入国した候補者、フィリピン人看護師・介護福祉士候補者については平成25年度に入国する候補者、すなわちインドネシア人看護師・介護福祉士候補者及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者それぞれの第5陣からであり、それ以前に入国した候補者については、6か月間の訪日前日本語研修を受講していない。

このため、平成22年度から平成24年度までに入国し、かつ、6か月間の訪日前日本語研修を受講していない外国人看護師・介護福祉士候補者についても、外交上の配慮の観点から、協定外の枠組みにおいて、追加的に国家試験の受験機会を与える特例措置を講ずることも許容されるとの考えの下、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、下記3.に掲げる一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すことを可能とするため、協定に基づく滞在期間を超えて追加的に1年間滞在期間を延長し、日本での就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限

り得られるようにするものである。

2. 滞在期間延長の対象者

特例的な滞在期間延長の対象者は、平成22年度及び23年度に入国したインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者並びに平成24年度に入国したフィリピン人看護師・介護福祉士候補者、すなわち、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者第3陣及び第4陣並びにフィリピン人看護師・介護福祉士候補者第2陣、第3陣及び第4陣とする。

3. 滞在期間延長を認めるに当たっての条件

(1) インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣

インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣のうち、次のいずれにも該当する者に限り、所要の手續及び審査を経て、上記2. のとおり1年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成25年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成25年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成25年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成24年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

(2) その他の滞在期間延長の対象者

上記2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）については、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、インドネシア人看護師候補者第3陣及びフィリピン人看護師候補者第2陣に対して適用する上記3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には、上記3. (1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて関係府省にて検討する。

(以上)

平成23年厚生労働省告示第192号
(平成23年6月23日公示)
(平成24年3月30日一部改正)
(平成24年9月10日一部改正)
(平成24年9月18日一部改正)
(平成25年3月25日一部改正)
(平成26年3月25日一部改正)

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の 雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十年度から平成二十三年度までにインドネシア人看護師候補者として入国した者及び平成二十年度から平成二十二年度までにインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成二十三年法務省告示第三百六十七号。以下「法務省告示」という。)の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十三年度から平成二十六年まで実施される看護師国家試験又は平成二十四年度から平成二十六年まで実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例インドネシア人看護師候補者等が看護師の資格(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。)又は介護福祉士の資格(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。)の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「協定指針」という。)第一の四に定めるもののほか、次の1から12までに定めるところによる。

- 1 特例インドネシア人看護師候補者等 特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例インドネシア人看護師候補者 特例インドネシア人第一陣看護師候補者、特例インドネシア人第二陣看護師候補者、特例インドネシア人第三陣看護師候補者及び特例インドネシア人第四陣看護師候補者をいう。
- 3 特例インドネシア人介護福祉士候補者 特例インドネシア人第一陣介護福祉士

候補者、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者をいう。

4 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

5 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十一年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

6 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十二年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

7 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十三年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

8 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

9 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十一年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

10 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十二年度にインドネシア人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

11 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例インドネシア人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。

12 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)のイ(同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。)の活動に従事するため、特例インドネシア人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)のイ(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)の活動に従事するため、特例インドネシア人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他の介護施設をいう。

三 特例インドネシア人看護師候補者等及び特例受入れ機関の責務

1 特例インドネシア人看護師候補者の責務

特例インドネシア人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

(1) 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十三年度に実施される看護師国家試験(以下「平成二十三年度看護師試験」という。)

(2) 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十四年度に実施される看護師国家試験(以下「平成二十四年度看護師試験」という。)

(3) 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十五年度に実施される看護

師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）

(4) 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十六年に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年看護師試験」という。）

2 特例インドネシア人介護福祉士候補者の責務

特例インドネシア人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

(1) 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十四年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）

(2) 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。）

(3) 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十六年に実施される介護福祉士国家試験（以下「平成二十六年介護福祉士試験」という。）

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、特例インドネシア人看護師候補者等が平成二十三年から平成二十六年までに実施される看護師国家試験又は平成二十四年から平成二十六年までに実施される介護福祉士国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例インドネシア人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労 一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例インドネシア人看護師候補者の要件

(1) 特例インドネシア人第一陣看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア協定」という。）附属書十第一編第六節1の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人第一陣看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(i)及び(ii)の活動に従事する者であること。

(i) 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十三年看護師試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における平成二十三年看護師試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii) (i)の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

ロ 第一の三の1の責務（平成二十三年看護師試験の合格を目指す取組に係るものに限る。）にのっとり、3の看護研修改善計画（平成二十三年看護師試験の合格を目指すための研修に係るものに限る。）に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ 平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護

師試験」という。)において不合格であり、かつ、平成二十二年度看護師試験の得点が、外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した得点以上の者であること。

- (2) (1)の規定は、特例インドネシア人第二陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十三年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十三年度看護師試験」と、「外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した」とあるのは「当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する」と読み替えるものとする。
- (3) (1)の規定は、特例インドネシア人第三陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した」とあるのは「当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する」と読み替えるものとする。
- (4) (1)の規定は、特例インドネシア人第四陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十六年度看護師試験」と、「平成二十二年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十二年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十二年度看護師試験」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「外務省から厚生労働省に対して通知のあった人数の順位に該当する者が獲得した」とあるのは「当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する」と読み替えるものとする。

2. 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 協定指針第二の一の3の(1)から(7)までの規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、協定指針第二の一の3中「インドネシア人看護師候補者が」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者が」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。）第二の一の3の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年

厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。)とあるのは「特例インドネシア人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

- (2) 第一の三の三の責務にのっとり、三の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、第五の一の二若しくは特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。）第五の一の二又は協定指針第四の二の四、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「フィリピン人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。）第四の二の四の規定による報告（以下「特例受入れ機関等報告」という。）を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、第五の一の三若しくは特例フィリピン人看護師候補者等指針第五の一の三又は協定指針第四の二の五、フィリピン人看護師等受入れ指針第四の二の五若しくはベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の五の規定による巡回訪問（以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。）の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

1の(1)(同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。)の研修は、次の

(1)から(5)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 研修内容は、各特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じて、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験の合格を目指すために適切なものとし、特例インドネシア人看護師候補者ごとに、これを実施するための看護研修改善計画が作成されていること。

イ 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十三年度看護師試験

ロ 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十四年度看護師試験

ハ 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十五年度看護師試験

ニ 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十六年看護師試験

(2) (1)の看護研修改善計画は、次の表の上欄に掲げる特例インドネシア人看護師候補者の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる看護師国家試験の時点における看護研修計画に対する評価を踏まえ、同表の下欄に掲げる看護師国家試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

区分	看護師国家試験	看護師国家試験
特例インドネシア人 第一陣看護師候補者	平成二十二年度看護師試験	平成二十三年度看護師試験

特例インドネシア人 第二陣看護師候補者	平成二十三年度看護師試験	平成二十四年度看護師試験
特例インドネシア人 第三陣看護師候補者	平成二十四年度看護師試験	平成二十五年度看護師試験
特例インドネシア人 第四陣看護師候補者	平成二十五年度看護師試験	平成二十六年度看護師試験

- (3) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (4) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1) (同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件

(1) 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ 日インドネシア協定附属書十第一編第六節2の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例インドネシア人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(i)及び(ii)の活動に従事する者であること。

(i) 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十四年度介護福祉士試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における平成二十四年度介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii) (i)の活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

ロ 第一の三の2の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ 平成二十三年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十三年度介護福祉士試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

(2) (1)の規定は、特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と、「平成二十三年度実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）」とあるの

は「平成二十四年度介護福祉士試験」と、「平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十四年度介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

- (3) (1)の規定は、特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十六年介護福祉士試験」と、「平成二十三年度実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十三年度介護福祉士試験」という。）」とあるのは「平成二十五年介護福祉士試験」と、「平成二十三年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十五年介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 協定指針第二の二の三の(1)から(4)までの規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「インドネシア人介護福祉士候補者が」とあるのは「特例インドネシア人介護福祉士候補者が」と読み替えるものとする。
- (2) 第一の三の三の責務にのっとり、三の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

1の(1)（同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。）の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例インドネシア人介護福祉士候補者の特性に応じて、次に掲げる特例インドネシア人介護福祉士候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験の合格を目指すために適切なものとし、特例インドネシア人介護福祉士候補者ごとに、これを実施するための介護研修改善計画が作成されていること。

イ 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十四年度介護福祉士試験

ロ 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十五年介護福祉士試験

ハ 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十六年介護福祉士試験

- (2) (1)の介護研修改善計画は、次の表の上欄に掲げる特例インドネシア人介護福祉士候補者の区分に従い、それぞれ同表の中段に掲げる介護福祉士国家試験の時点における介護研修計画に対する評価を踏まえ、同表下段に掲げる介護福祉士国家試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

区分	介護福祉士国家試験	介護福祉士国家試験
特例インドネシア人 第一陣介護福祉士候補者	平成二十三年度介護福祉士試験	平成二十四年度介護福祉士試験
特例インドネシア人 第二陣介護福祉士候補者	平成二十四年度介護福祉士試験	平成二十五年介護福祉士試験
特例インドネシア人 第三陣介護福祉士候補者	平成二十五年介護福祉士試験	平成二十六年介護福祉士試験

(3) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。

(4) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。

4. 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 インドネシア人看護師の就労

特例インドネシア人看護師候補者であつた者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たつての要件等は、協定指針第三の一による。

二 インドネシア人介護福祉士の就労

特例インドネシア人介護福祉士候補者であつた者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たつての要件等は、協定指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例インドネシア人看護師候補者の要件の確認

平成二十年度から平成二十三年度までに入国したインドネシア人看護師候補者であつて法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(1)のロ及びハ(同(2)から同(4)までにおいて準用する場合を含む。)の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例インドネシア人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十年度から平成二十二年度までに入国したインドネシア人介護福祉士候補者であつて、法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日インドネシア協定に基づき当該インドネシア人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(1)ロ及びハ(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)の要件、同2

の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び同省社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の看護研修改善計画又は第二の二の3の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

- (i) 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十四年一月一日
- (ii) 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十五年一月一日
- (iii) 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十六年一月一日
- (iv) 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十七年一月一日
- (v) 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十五年一月一日
- (vi) 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十六年一月一日
- (vii) 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十七年一月一日

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例インドネシア人看護師候補者等の研修の実施状況について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

- (i) 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十三年十月一日
- (ii) 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十四年十月一日
- (iii) 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十五年十月一日
- (iv) 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十六年十月一日
- (v) 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十四年十月一日
- (vi) 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十五年十月一日
- (vii) 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十六年十月一日

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例インドネシア人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項

の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例インドネシア人看護師候補者等又はインドネシア人看護師若しくはインドネシア人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等について、次に掲げる特例インドネシア人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める試験の合否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(i) 特例インドネシア人第一陣看護師候補者 平成二十三年度看護師試験

(ii) 特例インドネシア人第二陣看護師候補者 平成二十四年度看護師試験

(iii) 特例インドネシア人第三陣看護師候補者 平成二十五年度看護師試験

(iv) 特例インドネシア人第四陣看護師候補者 平成二十六年看護師試験

(v) 特例インドネシア人第一陣介護福祉士候補者 平成二十四年度介護福祉士試験

(vi) 特例インドネシア人第二陣介護福祉士候補者 平成二十五年度介護福祉士試験

(vii) 特例インドネシア人第三陣介護福祉士候補者 平成二十六年介護福祉士試験

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的に又は必要に応じて特例インドネシア人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例インドネシア人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例インドネシア人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例インドネシア人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例インドネシア人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

二 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例インドネシア人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、第五の一の2の規定による報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。



平成 24 年厚生労働省告示第 190 号
(平成 24 年 3 月 30 日 公示)
(平成 24 年 9 月 10 日 一部改正)
(平成 24 年 9 月 18 日 一部改正)
(平成 25 年 3 月 25 日 一部改正)
(平成 26 年 3 月 25 日 一部改正)

特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一 総論

一 目的

この指針は、平成二十一年度から平成二十三年度までにフィリピン人看護師候補者として入国した者並びに平成二十一年度及び平成二十二年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」(平成二十四年法務省告示第百五十九号。以下「法務省告示」という。)の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例フィリピン人看護師候補者等の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、特例受入れ施設における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、もって平成二十四年度から平成二十六年まで実施される看護師国家試験又は平成二十五年若しくは平成二十六年に実施される介護福祉士国家試験の合格を目指す特例フィリピン人看護師候補者等が看護師の資格(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)に基づく看護師の資格をいう。以下同じ。)又は介護福祉士の資格(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)に基づく介護福祉士の資格をいう。以下同じ。)の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

二 定義

この指針における用語の定義は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」(平成二十年厚生労働省告示第五百九号。以下「協定指針」という。)第一の四に定めるもののほか、次の1から10までに定めるところによる。

- 1 特例フィリピン人看護師候補者等 特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。
- 2 特例フィリピン人看護師候補者 特例フィリピン人第一陣看護師候補者、特例フィリピン人第二陣看護師候補者及び特例フィリピン人第三陣看護師候補者をいう。
- 3 特例フィリピン人介護福祉士候補者 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者をいう。
- 4 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十一年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 5 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十二年度にフィリピン人看護師候

補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。

- 6 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十三年度にフィリピン人看護師候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 7 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十一年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 8 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十二年度にフィリピン人介護福祉士候補者として入国した者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた者をいう。
- 9 特例受入れ機関 その設立している施設において雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者等との間で締結した日本国内にある医療法人、社会福祉法人等の公私の機関をいう。
- 10 特例受入れ施設 在留資格の変更の許可に係る第二の一の1の(1)のイ(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)の活動に従事するため、特例フィリピン人看護師候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する病院及び在留資格の変更の許可に係る第二の二の1の(1)のイ(同(2)において準用する場合を含む。)の活動に従事するため、特例フィリピン人介護福祉士候補者が特例受入れ機関との労働契約に基づき就労する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設その他介護施設をいう。

三 特例フィリピン人看護師候補者及び特例受入れ機関の責務

1 特例フィリピン人看護師候補者の責務

特例フィリピン人看護師候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

- (1) 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十四年度に実施される看護師国家試験(以下「平成二十四年度看護師試験」という。)
- (2) 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十五年度に実施される看護師国家試験(以下「平成二十五年度看護師試験」という。)
- (3) 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十六年に実施される看護師国家試験(以下「平成二十六年看護師試験」という。)

2 特例フィリピン人介護福祉士候補者の責務

特例フィリピン人介護福祉士候補者は、特例受入れ機関の指導に従い、介護福祉士の資格の取得に必要な知識及び技術の取得に精励し、次に掲げる区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験の合格を目指して取り組むものとする。

- (1) 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十五年度に実施される介護福祉士国家試験(以下「平成二十五年度介護福祉士試験」という。)
- (2) 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十六年に実施される介護福祉士国家試験(以下「平成二十六年介護福祉士試験」という。)

3 特例受入れ機関の責務

特例受入れ機関は、平成二十四年度から平成二十六年までに実施される看護師国家試験又は平成二十五年度若しくは平成二十六年に実施される介護福祉士国家

試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、特例フィリピン人看護師候補者等の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものとする。

第二 看護師及び介護福祉士の資格取得前の特例受入れ施設における研修としての就労
一 看護師の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例フィリピン人看護師候補者の要件

(1) 特例フィリピン人第一陣看護師候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「日フィリピン協定」という。）附属書八第一部第六節1(a)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人看護師候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次の(i)及び(ii)の活動に従事する者であること。

(i) 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十四年度看護師試験まで継続して行われる看護師の監督の下での研修を通じた病院における平成二十四年度看護師試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii) (i)の活動後、看護師の監督の下での研修を通じた病院における必要な知識及び技術の修得

ロ 第一の三の1の責務にのっとり、3の看護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ 平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十三年度看護師試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

(2) (1)の規定は、特例フィリピン人第二陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度看護師試験」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と、「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十四年度看護師試験」と読み替えるものとする。

(3) (1)の規定は、特例フィリピン人第二陣看護師候補者について準用する。この場合において、(1)の規定中「平成二十四年度看護師試験」とあるのは「平成二十六年度看護師試験」と、「平成二十三年度に実施された看護師国家試験（以下「平成二十三年度看護師試験」という。）」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と、「平成二十三年度看護師試験」とあるのは「平成二十五年度看護師試験」と読み替えるものとする。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 協定指針第二の一の3の(1)から(7)までの規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合におい

て、協定指針第二の一の3中「フィリピン人看護師候補者が」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者が」と、協定指針第二の一の3の(4)中「4の(1)の看護研修計画」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。)第二の一の3の看護研修改善計画」と、協定指針第二の一の3の(7)中「特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン人看護師候補者等指針」という。)」とあるのは「特例フィリピン人看護師候補者等指針」と読み替えるものとする。

- (2) 第一の三の3の責務にのっとり、3の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、第五の一の2、特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号。以下「特例インドネシア人看護師候補者等指針」という。)第五の一の2、協定指針第四の二の4、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十年厚生労働省告示第三百十二号。以下「インドネシア人看護師等受入れ指針」という。)第四の二の4若しくは看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第五百七号。以下「ベトナム人看護師等受入れ指針」という。)第四の二の4の規定による報告(以下「特例受入れ機関等報告」という。)を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、第五の一の3、特例インドネシア人看護師候補者等指針第五の一の3、協定指針第四の二の5、インドネシア人看護師等受入れ指針第四の二の5又はベトナム人看護師等受入れ指針第四の二の5の規定による巡回訪問(以下「受入れ調整機関による巡回訪問」という。)の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

1の(1)(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)の研修は、次の(1)から(5)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例フィリピン人看護師候補者の特性に応じて、次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める看護師国家試験の合格を目指すために適切なものとし、特例フィリピン人看護師候補者ごとに、これを実施するための看護研修改善計画が作成されていること。
 - イ 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十四年度看護師試験
 - ロ 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十五年度看護師試験
 - ハ 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十六年看護師試験
- (2) (1)の看護研修改善計画は、次の表の上欄に掲げる特例フィリピン人看護師候補者の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる看護師国家試験の時点における看護研修計画に対する評価を踏まえ、同表の下欄に掲げる看護師国家試験の合格

を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

区分	看護師国家試験	看護師国家試験
特例フィリピン人第一陣看護師候補者	平成二十三年度看護師試験	平成二十四年度看護師試験
特例フィリピン人第二陣看護師候補者	平成二十四年度看護師試験	平成二十五年度看護師試験
特例フィリピン人第三陣看護師候補者	平成二十五年度看護師試験	平成二十六年看護師試験

- (3) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- (4) 研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として三年以上の業務経験のある看護師とすること。
- (5) 研修が行われる病床は、医療保険が適用されるものに限ること。

4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)(同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。)の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

二 介護福祉士の資格取得を目的とした研修としての就労

1 特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件

(1) 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者は、研修としての就労を適切に実施する等の観点から、次のイからハまでに掲げる要件を満たさなければならない。

イ 日フィリピン協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき受入れ調整機関に紹介を受けた機関（特例フィリピン人介護福祉士候補者が更に法務省告示の特例による許可を受ける場合にあっては、受入れ調整機関に紹介を受けた機関）との労働契約に基づいて、次のイ及びロの活動に従事する者であること。

(i) 法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けてから平成二十五年度介護福祉士試験まで継続して行われる介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における平成二十五年度介護福祉士試験の合格のために必要な知識及び技術の修得

(ii) イの活動後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

ロ 第一の三の2の責務にのっとり、3の介護研修改善計画に基づく研修に取り組むとの意思を誓約する署名を行った者であること。

ハ 平成二十四年度に実施された介護福祉士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）において不合格であり、かつ、平成二十四年度介護福祉士試験の得点が、当該試験の合格点に一定の割合を乗じて得た点数として外務省から厚生労働省に対して通知のあった基準に相当する得点以上の者であること。

(2) (1)の規定は、特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者について準用する。

この場合において、(1)の規定中「平成二十五年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十六年介護福祉士試験」と、「平成二十四年度に実施された介護福祉

士国家試験（以下「平成二十四年度介護福祉士試験」という。）とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と、「平成二十四年度介護福祉士試験」とあるのは「平成二十五年度介護福祉士試験」と読み替えるものとする。

2 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設は、研修としての就労を適切に実施する観点から、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 協定指針第二の二の三の(1)から(4)までの規定を特例受入れ施設について準用する場合に当該特例受入れ施設に係る要件を満たしていること。この場合において、「フィリピン人介護福祉士候補者が」とあるのは「特例フィリピン人介護福祉士候補者が」と読み替えるものとする。
- (2) 第一の三の三の責務にのっとり、三の介護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思を誓約する署名を行った機関により設立されたものであること。
- (3) 過去三年間に、特例受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがない機関により設立されたものであること。
- (4) 過去三年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがない機関により設立されたものであること。

3 研修の要件

1の(1)（同(2)において準用する場合を含む。）の研修は、次の(1)から(4)までに掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修内容は、各特例フィリピン人介護福祉士候補者の特性に応じて、次に掲げる特例フィリピン人介護福祉士候補者の区分に応じてそれぞれ次に定める介護福祉士国家試験の合格を目指すために適切なものとし、特例フィリピン人介護福祉士候補者ごとに、これを実施するための介護研修改善計画が作成されていること。
 イ 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十五年度介護福祉士試験
 ロ 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十六年年度介護福祉士試験
- (2) (1)の介護研修改善計画は、次の表の上欄に掲げる特例フィリピン人介護福祉士候補者の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる介護福祉士国家試験の時点における介護研修計画に対する評価を踏まえ、同表の下欄に掲げる介護福祉士国家試験の合格を目指すための改善内容について明らかにしたものであること。

区分	介護福祉士国家試験	介護福祉士国家試験
特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者	平成二十四年度介護福祉士試験	平成二十五年度介護福祉士試験
特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者	平成二十五年度介護福祉士試験	平成二十六年年度介護福祉士試験

- (3) 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修改善計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
 - (4) 研修責任者は、原則として、五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする。
- ## 4 特例受入れ機関との労働契約の要件

1の(1)（同(2)において準用する場合を含む。）の労働契約は、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けることを内容とするものでなければならない。

第三 看護師及び介護福祉士の資格取得後の就労

一 フィリピン人看護師の就労

特例フィリピン人看護師候補者であった者が看護師の資格を取得した後の看護師としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の一による。

二 フィリピン人介護福祉士の就労

特例フィリピン人介護福祉士候補者であった者が介護福祉士の資格を取得した後の介護福祉士としての就労に当たっての要件等は、協定指針第三の二による。

第四 厚生労働省による確認

一 特例フィリピン人看護師候補者の要件の確認

平成二十一年度から平成二十三年度までに入国したフィリピン人看護師候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人看護師候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省医政局長は、第二の一の1の(1)のロ及びハ（同(2)及び同(3)において準用する場合を含む。）の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び医政局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

二 特例フィリピン人介護福祉士候補者の要件の確認

平成二十一年度又は平成二十二年度に入国したフィリピン人介護福祉士候補者であって法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けようとする者を受け入れようとする機関からの依頼に応じて、厚生労働省職業安定局長は、当該機関が日フィリピン協定に基づき当該フィリピン人介護福祉士候補者を現に雇用するものであるか否かを確認するとともに、同省社会・援護局長は、第二の二の1の(1)のロ及びハ（同(2)において準用する場合を含む。）の要件、同2の(2)の要件並びに同3の(1)から(3)までの要件を満たすか否かを確認し、同省職業安定局長及び社会・援護局長は、それらの結果を当該機関に対して通知するものとする。

第五 受入れ調整機関による相談対応等

一 受入れ調整機関の事業

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修等を確保するため、次に掲げる事業を実施する。

1 特例受入れ機関との契約の締結

受入れ調整機関は、2の規定による報告及び3の規定による巡回訪問に関する守秘義務を含む受入れ支援に係る契約を特例受入れ機関と締結するものとする。

2 特例受入れ機関からの報告の受理

(1) 在留資格変更時報告

特例受入れ機関は、受け入れている者が法務省告示の特例により在留資格の変更の許可を受けた場合には、その旨及び第二の一の3の看護研修改善計画又は第二の二の3の介護研修改善計画を速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

(2) 定期報告

イ 特例受入れ機関は、特例受入れ施設の要件の遵守状況及び労働契約の要件の遵守状況について、次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

- (i) 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十五年一月一日
 - (ii) 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十六年一月一日
 - (iii) 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十七年一月一日
 - (iv) 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十六年一月一日
 - (v) 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十七年一月一日
- ロ 特例受入れ機関は、受け入れている各特例フィリピン人看護師候補者等の研修の実施状況について、次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める日現在で取りまとめ、遅滞なく、受入れ調整機関に報告するものとする。

- (i) 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十四年十月一日
- (ii) 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十五年十月一日
- (iii) 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十六年十月一日
- (iv) 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十五年十月一日
- (v) 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十六年十月一日

(3) 随時報告

イ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が死亡若しくは失踪した場合又は当該特例フィリピン人看護師候補者等が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動若しくは報酬を受ける活動を行っていると思料する場合には、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

ロ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が特定活動の在留資格（特例フィリピン人看護師候補者若しくは特例フィリピン人介護福祉士候補者又はフィリピン人看護師若しくはフィリピン人介護福祉士に係る活動を指定されたものに限る。）以外の在留資格への変更の許可を受けた場合には、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ハ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等との労働契約を終了する場合には、あらかじめ、その旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

ニ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等について、次に掲げる特例フィリピン人看護師候補者等の区分に応じてそれぞれ次に定める試験の可否の結果を把握し、速やかに受入れ調整機関に報告するものとする。

- (i) 特例フィリピン人第一陣看護師候補者 平成二十四年度看護師試験
- (ii) 特例フィリピン人第二陣看護師候補者 平成二十五年度看護師試験
- (iii) 特例フィリピン人第三陣看護師候補者 平成二十六年度看護師試験
- (iv) 特例フィリピン人第一陣介護福祉士候補者 平成二十五年度介護福祉士試験
- (v) 特例フィリピン人第二陣介護福祉士候補者 平成二十六年度介護福祉士試験

ホ 特例受入れ機関は、受け入れている特例フィリピン人看護師候補者等が帰国した場合には、帰国後、速やかにその旨を受入れ調整機関に報告するものとする。

(4) 受入れ調整機関は、(1)から(3)までに掲げるほか、特例フィリピン人看護師候

補者等に対する適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するため、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な報告を求めるものとする。

(5) 受入れ調整機関は、(1)から(4)までの報告その他整理した必要な情報を厚生労働大臣に提出するものとする。

3 特例受入れ施設に対する巡回訪問

受入れ調整機関は、定期的又は必要に応じて特例フィリピン人看護師候補者等の特例受入れ施設を巡回訪問し、特例受入れ機関による特例フィリピン人看護師候補者等の雇用管理の状況又は研修の実施状況等を把握する。

4 特例フィリピン人看護師候補者等からの相談等に対する対応

受入れ調整機関は、特例フィリピン人看護師候補者等から、特例受入れ機関における研修、指導体制、就労環境等について相談、苦情等があった場合には、適切に相談、苦情等に応じ、説明等を行う。

5 特例受入れ機関に対する相談支援

受入れ調整機関は、特例受入れ機関から、特例フィリピン人看護師候補者等の研修、雇用管理等について相談等があった場合には、適切に相談等に応じ、説明、助言等を行うものとする。

6 特例受入れ機関に対する助言

受入れ調整機関は、2の規定による報告又は3の規定による巡回訪問の実施等に関して、必要があると認めるときは、特例受入れ機関に対し、必要な助言を行う。

7 関係行政機関との連携等

受入れ調整機関は、2の規定による報告、3の規定による巡回訪問の実施、4若しくは5の規定による相談への対応又は6の規定による助言等に関して、必要があると認めるときは、都道府県労働局、地方入国管理局等の関係行政機関に連絡すること等により、問題の解決を図る。

三 受入れ調整機関に対する助言等

厚生労働大臣は、特例フィリピン人看護師候補者等に対する適切な研修、適正な雇用管理等を確保するため、受入れ調整機関に対し、特例受入れ機関における研修の実施状況その他の必要な事項の報告を徴収し、その他必要な助言を行うものとする。

第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は第五の一の二の規定による報告がないときのほか、特例フィリピン人看護師候補者等の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものとする。

